

2月は殆どの市町村の指名願い受付の月です。今年は2年毎の受付の中間年になりますが納税証明の提出を求めたり(別府市) 県入札未提出でも受付可能(佐伯市)等の変更にご注意



「5年前に建設業の許可を取って更新の時期になったが、経営者の変更を同時にしたいと頼み付けの行政書士に依頼したら難色を示す。10業種の許可も1つしか残らない…等と言われたが…」と土木関連の下請業者A社から相談を受けました。1業種でも7年以上の経営実績があれば他の許可業種の経営者になれるとの規定が建設業法にあります。問題は実績の裏付けをきちん

困難を乗り越えて頑張る業者婦人に感服!

と揃えられるかです。古い所得証明の内容を役場で確認したり、施工証明を元請に貰ったり…とすぐ準備にかかりました。役員変更の議事録作成等も同時に進め更新の期限になんとか間に合わせる事に!! それにしても奥様の行動力には敬服しました。ご子息と障害のある娘さんを育てながら、会社の倒産も経験。今の社長と再婚し困難を一つ一つ乗り越え、周りの人に支えられながら業者婦人として頑張っている姿に当事務所の方が励まされました。



「2カ月以内の雇用であれば社保に加入させなくてもよい、という制度を悪用して雇用主をたらい回しにされた…損害賠償を」との労働者の提訴報道を知って、労働局が労働者派遣法に抵触する恐れがあるとし雇用主に就労形態を是正するよう指導していた…という記事(1/23~24 朝日・毎日・読売)に驚きました。雇用主は長崎県、訴えたのは県の元臨時職員の女性です。「労働局が県を指導したのは昨年11/17…女性は昨年までの約

社保加入の制度悪用? 長崎県 旗振り役が提訴

7年間県の同じ部署で働いたが、約1カ月毎に雇用主が替わり、名目上の雇用主は県と複数の外郭団体の間で67回入れ替えられた…この女性と同じ就労形態だった女性ら計6人について、県は労働局の異例の是正指導を受けた…。社保加入促進で国と共に旗を振る自治体が、なぜ制度の悪用だと言われるような事をしたのか? 社保未加入だと公共工事が締め出す行政と矛盾します。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく! 当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。